

酒田市特定建設工事共同企業体運用基準

1 定義

大規模かつ技術的難度の高い工事又は、特殊な技術を要する建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事毎に結成する共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）を契約の相手方とする必要がある場合の取り扱いは、次のとおりとする。

2 対象工事

特定建設工事共同企業体による施工対象工事は、土木、建築に係る大規模かつ技術的難度の高い建設工事にあつては、設計金額がおおむね3億円を下回らないものとする。ただし、特殊な技術を要する建設工事で、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものについては、特定建設工事共同企業体による施工対象とすることができる。

3 内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 組み合わせと結成方法

イ 発注工事に対応する工事種別の有資格業者（酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項の規定による指名競争入札参加者登録簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の組合せであること。

ロ 組合せは、工事毎に、有資格業者による自主結成により行うものとする。

ハ 組合せの種類は次のとおりとする。

(イ) 市内建設業者と市外建設業者による共同企業体

酒田市（以下「市」という。）が指定する方法で、市内建設業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）と市外建設業者により構成されたもの。

(ロ) 市外建設業者による共同企業体

市が指定する方法で、市外建設業者により構成されたもの。

(ハ) 市内建設業者による共同企業体

市が指定する方法で、市内建設業者により構成されたもの。

(3) 構成員の技術的要件等

構成員は少なくとも次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、イについては、構成員のうちの一部のものが当該要件を満たせば足りるものとする。なお、施工対象工事の適正な施工を確保するために必要と認められる場合は、その他の技術的要件等を付するものとする。

イ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があるか、又は当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ロ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が5年以上（相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認

められる場合は、許可を有してから営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う。) あること。

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率要件

出資比率の最小限度基準については下記に基づき定めるものとする。

2 社の場合 30パーセント以上

3 社の場合 20パーセント以上

(5) 代表者要件

代表者は、原則として他の構成員より大きな施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

4 資格審査等

(1) 市発注工事の競争入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、酒田市契約規則第27条1項の規定による競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて、市に提出するものとする。

イ 共同企業体協定書

ロ その他発注者が必要と認める書類

(2) 市は、(1)の申請を受けた特定建設工事共同企業体について、酒田市工事等競争入札参加者審査会規程(平成17年訓令第30号)により資格審査を行い、適格なものを有資格者として認定するものとする。

(3) (2)による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

5 入札手続き等

(1) 対象工事の入札手続等については、酒田市条件付き一般競争入札実施要綱(平成17年告示第23号)の定めによるものとする。

6 その他

設計、測量、調査又はコンサルタント等の委託契約にかかる事務については、この運用基準を準用するものとする。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行するものとする。

附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行するものとする。

附 則

この基準は、平成30年5月1日から施行する。